

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 6 日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

名古屋市人事委員会規則第 8 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 に次の 2 表を加える。

附表 1

学歴区分表

学歴区分		該当者
大区分	小区分	
大学卒	博士課程修了	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了者
		2 外国における大学院博士課程等（大学院における修業年限 3 年以上となるものに限る。）の修了者（通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限

	る。)
修士課程修了	1 学校教育法による大学院修士課程の修了者 2 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限 1 年以上となるものに限る。）の修了者（通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）
専門職学位課程修了	1 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 2 司法試験法による司法試験予備試験の合格
大学 6 卒	1 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業者 2 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業者
大学専攻科卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業者 2 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。）専攻科（「大学 4 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業者 3 旧図書館職員養成所（「大学 4 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業者
大学 4 卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の卒業者 2 文部科学大臣（文部省廃止前の文部大臣を含む。）の認めた通信教育の課程を修了し、

	学士の称号を取得した者
3	気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業者
4	海上保安大学校本科の卒業者
5	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部の卒業者
6	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。）からの学士の学位を取得した者
7	防衛大学校の卒業者
8	筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校の専攻科卒業後の 2 年制の課程に限る。）の卒業者
9	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校 3 卒」を入学資格とする 4 年制のものに限る。）の卒業者
10	独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和62年 8 月以降の「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業者
11	外国における大学等の卒業者（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）
12	旧琉球教育法による大学の 4 年課程の卒業者
13	旧司法試験（平成14年法律第138号附則第

	7 条第 1 項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。) の第 2 次試験の合格者
14	公認会計士法による公認会計士試験の合格者
15	平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第 2 次試験の合格者
16	保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業者
17	職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の応用課程（「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。）の卒業者
18	農業改良助長法施行令第 3 条第 1 号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。）の研究課程（「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。）の卒業者
19	都道府県立農業講習施設（「短大 2 卒」を

		入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。) の卒業者 20 森林法施行令第 9 条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 2 年のものに限る。) の卒業者 21 旧鯉淵学園専門課程（修業年限 4 年のものに限る。) の卒業者 22 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第 1 種資格検定試験の合格者 23 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業者
短大卒	短大 3 卒	1 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了者 2 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業者 3 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業者 4 外国における大学、専門学校等の卒業者（通算修学年数が 15 年以上となるものに限る。) 5 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。) の卒業者 6 削除 7 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（平成 17 年法律第 39 号による改正前の臨床検査技師、

衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業者

8 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業者

9 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業者

10 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業者

11 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第３号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあっては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者

12 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義

	肢装具士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業者 13 削除 14 削除 15 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業者 16 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程（「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年のものに限る。）の卒業者 17 旧鯉淵学園本科（修業年限 3 年のものに限る。）の卒業者 18 旧海技大学校本科の卒業者 19 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業者 20 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所の卒業者 21 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所（いずれも「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業者
短大 2 卒	1 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了者 2 学校教育法による高等専門学校の卒業者 3 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上の

	ものに限る。)の卒業者
4	航空保安大学校本科の卒業者
5	海上保安学校本科の修業年限2年の課程の 卒業者
6	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合 研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技 術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物 系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人 農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修 課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含 む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験 場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業 試験場の農業技術研修課程を含むものとし、 いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業 年限2年以上のものに限る。）の卒業者
7	独立行政法人海技教育機構海技士教育科の 海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び 同コース（機関）に限る。）及び海技課程専 修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術 科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大 学校校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校 専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学 資格とする修学年限2年のものに限る。）の 卒業者
8	外国における大学、専門学校等の卒業者 （通算修学年数が14年以上となるものに限 る。）
9	旧琉球教育法による大学の2年課程の修了 者
10	旧司法試験の第1次試験の合格者

	11 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第1次試験の合格者
	12 栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者
	13 昭和60年法律第73号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格者
	14 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者
	15 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者
	16 削除
	17 削除
	18 削除
	19 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第21条第4号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業者
	20 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者

- | | |
|--|---|
| | <p>21 児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>22 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>23 都道府県農業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>24 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>25 旧都道府県蚕業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>26 旧農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された平成6年法律第87号による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>27 旧都道府県林業講習所（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者</p> |
|--|---|

	る。)の卒業者
28	旧航空大学校本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者
29	削除
30	海上保安学校灯台科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業者
31	旧航空保安職員研修所本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業者
32	昭和45年法律第83号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業者
33	旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業者
34	旧電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格者
35	気象大学校大学部(昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。)の卒業者
36	旧図書館職員養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者
37	教育職員免許法による指定幼稚園教員養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者
38	衆議院速記者養成所又は参議院速記者養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者

高校卒	高校専攻科卒	1 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業者 2 削除 3 削除 4 昭和58年文部省厚生省令第1号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業者 5 海上保安学校（「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。）の卒業者
	高校3卒	1 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業者 2 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位を修得した者 3 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格者（旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格者を含む。） 4 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業者 5 外国における高等学校等の卒業者（通算修学年数が12年以上となるものに限る。） 6 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業者 7 削除 8 昭和41年厚生省令第15号による改正前の歯科技工士養成所指定規則による歯科技工士養成所（「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業者

		9 学校教育法による専修学校の高等課程の修了者（文部科学大臣が指定した課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。） 10 児童福祉法による保育士試験の合格者
中学卒	中学卒	1 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業生又は中等教育学校の前期課程の修了者 2 外国における中学校の卒業生（通算修学年数が9年以上となるものに限る。） 3 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくは聾学校の中学部の卒業生 4 旧海員学校（「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。）の卒業生

（備考）

- 1 本表大学卒の部専門職学位課程修了の項中の「専門職大学院専門職学位課程」とは、学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものをいう。
- 2 上表に掲げる者のほか、学校教育法第57条、第90条第1項（平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。）又は第91条第2項の規定により、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は大学を卒業し又は修了した者と同等の資格を有すると認められた者については、本表の当該学歴区分を適用される者に準じて取り扱う。
- 3 上表及び備考1に掲げる者のほか、学校教育法による専修学校の卒業の資格を有する者については、次によりそれぞれの学歴区分を適用される者に準じて取り扱う。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、

800時間以上のものに限る。

修業年限 3 年以上の専門課程の卒業者「短大 3 卒」

修業年限 2 年以上の専門課程の卒業者「短大 2 卒」

4 上表、備考 1 及び備考 2 に掲げる者と同等の資格を有すると人事委員会が認める学歴免許等の資格を有する者については、本表の当該学歴区分を適用される者に準じて取り扱う。

5 本表における「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」及び「看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校及び看護婦養成所を含むものとする。

6 本表における「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を含むものとする。

附表 2

修学年数表

学歴区分		修学年数
大区分	小区分	
大学卒	博士課程修了	21年
	修士課程修了	18年
	専門職学位課程修了	18年
	大学 6 卒	18年
	大学専攻科卒	17年
	大学 4 卒	16年
短大卒	短大 3 卒	15年
	短大 2 卒	14年
高校卒	高校専攻科卒	13年
	高校 3 卒	12年
中学卒	中学卒	9 年

(備考)

1 本表の学歴区分欄に掲げる区分は、学歴区分表（附表 1）の区分によ

る。

- 2 旧商船高等学校の卒業者については、その学歴の属する学歴区分の修学年数からその者の有する各学歴の正規の在学年数の和を減じ、その差が負となるときは、その差を修学年数に加えた年数を、その差が正となるときは、その差を修学年数から減じた年数をもって本表の修学年数とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の任用に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。